今熊地区周辺エリア複合施設整備事業
施設整備請負契約書（案）

令和７年４月１日

大阪狭山市

収入
印紙

施設整備請負契約書　（案）

1　事　業　名	今熊地区周辺エリア複合施設整備事業
2　事業場所	大阪狭山市今熊一丁目６８番１　他
3　履行期間	議会の議決を得た日　から　令和　　年　　月　　日　まで
4　請負代金額	￥　　－ （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　－） 内訳　設計業務費　　￥　　－ （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　－） 監理業務費　　￥　　－ （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　－） 工事施工費　　￥　　－ （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　－） 備品調達設置費　￥　　－ （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　－）
5　契約保証金	￥　　－
6　解体工事に要する費用等	建設リサイクル法　　適用　・　適用外　　工事 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成１２年法律第１０４号)第９条第１項に規定する対象建設工事の場合は、(１)分別解体等の方法、(２)解体工事に要する費用、(３)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(４)再資源化等に要する費用について、それぞれ別添書面に記載する。
7　適用除外条項	－

上記の事業について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この請負契約は、仮契約として締結し、大阪狭山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１２号）第２条の規定による市議会の議決を得たときこれを本契約とする。

この契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

仮契約締結日　令和　　年　　月　　日
契約締結日　　令和　　年　　月　　日

発　注　者　住　　所　　大阪狭山市狭山一丁目２３８４番地の１

氏　　名　　大阪狭山市長　　古　川　　照　人　　印

受　注　者　住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名　　印

（代表構成員）　住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名　　印

（構　成　員）　住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名　　印

（構　成　員）　住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名　　印

目　次

第　１　条　（総則）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
第　２　条　（関連工事の調整）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
第　３　条　（請負代金額内訳書及び工程表）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
第　４　条　（契約の保証）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
第　５　条　（権利義務の譲渡等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
第　５　条の２　（著作権の譲渡等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
第　６　条　（一括委任又は一括下請負の禁止）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
第　７　条　（受任者等の通知及び誓約書の提出）・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
第　７　条の２　（下請負人の社会保険等加入義務）・・・・・・・・・・・・・・・・・４
第　８　条　（特許権等の使用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
第　８　条の２　（意匠の実施の承諾等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
第　９　条　（監督員）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
第１０条　（統括管理技術者）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
第１０条の２　（設計監理技術者等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
第１０条の３　（現場代理人及び主任技術者等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
第１１条　（業務関係者に関する措置請求）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
第１２条　（地元関係者との交渉等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
第１３条　（土地への立入り）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
第１４条　（履行報告）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
第１５条　（設計義務）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
第１６条　（工事監理業務）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
第１７条　（解体及び建設工事・備品調達設置業務）・・・・・・・・・・・・・・・・・８
第１８条　（施設の仮移転及び移転にかかる整備業務）・・・・・・・・・・・・・・・・８
第１９条　（工事費内訳明細書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
第２０条　（工事材料又は備品の品質及び検査等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
第２１条　（監督員の立合い及び工事記録の整備等）・・・・・・・・・・・・・・・・・９
第２２条　（支給材料及び貸与品）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
第２３条　（工事用地の確保等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
第２４条　（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）・・・・・・・・・・・１０
第２５条　（条件変更等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
第２６条　（実施要領関連書類及び設計図書の変更）・・・・・・・・・・・・・・・・１１
第２７条　（設計業務又は工事の中止）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
第２８条　（著しく短い履行期間の禁止）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
第２９条　（受注者の請求による履行期間の延長）・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
第３０条　（発注者の請求による履行期間の短縮等）・・・・・・・・・・・・・・・・１２
第３１条　（履行期間の変更方法）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
第３２条　（請負代金額の変更方法等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
第３３条　（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）・・・・・・・・・・・・１２
第３４条　（臨機の措置）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第３５条　（一般的損害）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第３６条　（第三者に及ぼした損害）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第３７条　（不可抗力による損害）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第３８条　（請負代金額の変更に代える実施要領関連書類又は設計図書の変更）・・１４
第３９条　（工事に係る検査及び引渡し）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
第４０条　（請負代金の支払）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
第４１条　（部分使用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
第４２条　（前金払及び中間前金払）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

第４３条　（保証契約の変更）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
第４４条　（前払金の使用等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
第４５条　（部分払）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
第４６条　（部分引渡し）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
第４７条　（債務負担行為に係る契約の特則）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
第４８条　（債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則）・・・・・・・１８
第４９条　（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）・・・・・・・・・・・・・・１９
第５０条　（第三者による代理受領）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
第５１条　（前払金等の不払に対する設計業務・工事中止）・・・・・・・・・・・・２０
第５２条　（契約不適合責任）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
第５３条　（履行遅滞の場合における損害金等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
第５４条　（発注者の任意解除権）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
第５５条　（発注者の催告による解除権）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
第５６条　（発注者の催告によらない解除権）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
第５７条　（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）・・・・・・・・２２
第５８条　（談合その他不正行為による解除）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
第５９条　（公共工事履行保証証券による保証の請求）・・・・・・・・・・・・・・・２２
第６０条　（受注者の催告による解除権）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
第６１条　（受注者の催告によらない解除権）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
第６２条　（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）・・・・・・・・２３
第６３条　（解除に伴う措置）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
第６４条　（発注者の損害賠償請求等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
第６５条　（受注者の損害賠償請求等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
第６６条　（契約不適合責任期間等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
第６７条　（建設工事保険等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
第６８条　（あっせん又は調停）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
第６９条　（仲裁）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
第７０条　（補則）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

別紙　保険の詳細（第６７条関係）

（総 則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、今熊地区周辺エリア複合施設整備事業 一般公募型提案方式実施要領（添付資料及び質問回答書を含み、以下「実施要領」という。）、提案書（今熊地区周辺エリア複合施設整備事業に係る優先交渉権者の選定手続きにおいて受注者が発注者に提出した技術提案書、その付随資料及びそれらに係る発注者からの質問に対する受注者の回答書を言う。以下同じ。）及び今熊地区周辺エリア複合施設整備事業 要求水準書（以下「要求水準書」といい、実施要領、提案書と総称して「実施要領関連書類」という。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（次項に定める書類並びに設計図書（設計業務の成果品をいう。以下同じ。）を内容とする整備事業の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　この契約を構成する書類は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。ただし、提案書において（１）ないし（３）の書類より厳格な、又は望ましいと発注者が判断する水準が示されている場合は、提案書に示された水準によるものとする。

⑴　この契約書
⑵　実施要領
⑶　要求水準書
⑷　諸室の要求水準書
⑸　提案書

３　受注者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に完成し、設計業務及び工事の目的物（設計業務により作成される設計図書を含み、以下「工事目的物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

４　設計、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び実施要領関連書類に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めることができる。

５　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

６　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

７　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

８　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

９　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、実施要領関連書類に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

10　この契約書及び実施要領関連書類における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

11　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

12　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって合意による専属的合意管轄裁判所とする。

13　受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

第２条　発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものと

する。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金額内訳書及び工程表）

第３条　受注者は、この契約締結後１４日以内に実施要領関連書類に基づいて、請負代金額内訳書及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

３　請負代金内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第４条　受注者は、この契約の締結と同時に、請負代金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は次の各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えることができる。ただし、第４号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

⑴　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

⑵　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証

⑶　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

⑷　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　受注者が前項第２号から第４号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第６４条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

３　発注者は、第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

⑴　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付したとき。

⑵　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結したとき。

⑶　法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

⑷　随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が、契約を確実に履行するものと認められるとき。

⑸　国、他の地方公共団体又は公益的法人と契約するとき。

４　請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の１００分の１０に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第５条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、工事目的物及び工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第２０条第２項の規定による検査に合格したもの及び第４５条第３項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

第５条２　受注者は、工事目的物（第４６条第１項の規定により準用される第３９条の規定する指定部分に係る工事目的物及び第４６条第２項の規定により準用される第３９条に規定する引渡部分に係る工事目的物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48

号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第２章及び第３章に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（著作権法第２章第３節第２款に規定する著作者人格権を除く。）を当該本件工事目的物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

２　受注者は、工事目的物が著作物に該当する場合は、発注者に対し次の各号に定める行為をすることを同意するものとする。この場合において、受注者は著作権法19条第１項又は第20条第１項に規定する権利を行使してはならない。

⑴　発注者が著作物の利用目的の実現のためにその内容を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

⑵　工事目的物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

⑶　工事目的物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。

３　発注者は、工事目的物が著作物に該当しない場合には、前項各号に掲げる行為について、受注者の承諾なく自由に行うことができる。

４　受注者は、工事目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該工事目的物を使用若しくは複製し、又は第１条第５項の規定にかかわらず当該設計工事目的物の内容を公表することができる。

５　発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第19条第１項又は第20条第１項に規定する権利を行使してはならない。

６　発注者は、工事目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該工事目的物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該工事目的物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

７　発注者は、受注者が設計工事目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第１項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の２に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

８　受注者は、その作成する本件工事目的物が第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

９　受注者は、その作成する本件工事目的物が第三者の有する著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその損害を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第６条　受注者は、設計業務、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が実施要領関連書類において指定した設計業務に関する部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

３　受注者は、設計業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が実施要領関連書類において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

（受任者等の通知及び誓約書の提出）

第７条　発注者は、受注者に対して、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

２　受注者は、受任者又は下請負人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（大阪狭山市暴力団排除条例（平成２５年大阪狭山市条例第４号）第２条第３号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者においてその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

３　受注者は、大阪狭山市建設工事等指名停止要綱（平成２９年大阪狭山市要綱第８号）に基づく指名停止の措置を受けている者（民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより指名停止の措置を受けたものを除く。）及び入札参加除外の措置を受けている者並びに第５６条第１２号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

４　受注者が入札参加除外の措置を受けた者又は第５６条第１２号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

５　前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（下請負人の社会保険等加入義務）

第７条の２　受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の下請負人としてはならない。

⑴　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出

⑵　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出

⑶　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出

２　受注者は、下請負人について前項各号に掲げる届出を確認するとともに、建設業法第２４条の７に規定する施工体制台帳を、下請契約締結後遅滞なく発注者に提出しなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、発注者が受注者に対して第１項各号の事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）の提出を求める通知をした日（以下「通知日」という。）から３０日（当該社会保険等未加入建設業者が、受注者と直接下請契約を締結する下請負人以外の場合であって、発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認めたときは、通知日から６０日）以内に、受注者が発注者に確認書類を提出した場合は、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。ただし、前項の規定に違反した場合は、本項を適用しないことがある。

（特許権等の使用）

第８条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法、工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法、工事材料、施工方法等を指定した場合において、実施要領関連書類に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（意匠の実施の承諾等）

第８条の２　受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和３４年法律第１２５号）第２条第３項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、発注者に対し、設計成果物によって表現される構造物又は設計成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

２　受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第３条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。

（監督員）

第９条　発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

２　監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、実施要領関連書類に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

⑴　この契約の履行についての受注者又は受注者の統括管理技術者及び現場代理人、設計業務管理技術者、工事監理業務管理技術者に対する指示、承諾又は協議

⑵　この契約書及び実施要領関連書類の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

⑶　業務の進捗の確認、実施要領関連書類の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督

⑷　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

⑸　設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

３　発注者は、２名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、実施要領関連書類及び設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

６　発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（統括管理技術者）

第１０条　受注者は、この契約の締結後速やかに、実施要領関連書類に基づき、本業務全体についての総合的な調整を行う統括管理技術者を選任し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知し、発注者の承諾を受けなければならない。この者を変更したときも同様とする。

２　統括管理技術者は、第１０条の３に規定する現場代理人を兼ねることができる。

（設計監理技術者等）

第１０条の２　受注者は、業務の開始前までに、実施要領関連書類に基づき、次に掲げる者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

⑴　設計業務管理技術者

⑵　建築設計主任技術者

⑶　構造設計主任技術者

⑷　電気設備設計主任技術者

⑸　機械設備設計主任技術者

⑹　コスト管理主任技術者

⑺　工事監理業務管理技術者
⑻　建築工事監理主任技術者
⑼　構造工事監理主任技術者
⑽　電気設備工事監理主任技術者
⑾　機械設備工事監理主任技術者

２　設計業務管理技術者は、この契約の履行に関し、設計業務を管理及び統括を行う。

３　工事監理業務管理技術者は、この契約の履行に関し、工事監理業務の管理及び統括を行う。

４　設計業務に係る技術者は、実施要領関連書類に定めるところにより、工事監理技術者を兼務できるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）

第１０条の３　受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、実施要領関連書類に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

⑴　現場代理人
⑵　主任技術者（建設業法第２６条第１項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（建設業法第２６条第２項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）ただし、工事が建設業法第２６条第３項に該当する場合は専任の者とする。なお、この場合の監理技術者は、建設業法第２６条第５項の規定による。
⑶　監理技術者補佐（建設業法第２６条第３項ただし書に規定する監理技術者を補佐する者をいう。以下同じ。）ただし、建設業法第２６条第３項ただし書の規定を使用し監理技術者が他の工事を兼務する場合に限る。
⑷　施工計画主任技術者
⑸　コスト管理主任技術者
⑹　専門技術者（建設業法第２６条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。）

２　現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第１１条第１項の請求の受理、同条第３項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

３　発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

４　受注者は、第２項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

５　現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（業務関係者に関する措置請求）

第１１条　発注者は、設計業務管理技術者又は現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　発注者又は監督員は、設計主任技術者、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が設計業務の一部を委任した者又は工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で業務の実施、工事の施工又は管理につき

著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

３　受注者は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に発注者に通知しなければならない。

４　受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

５　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に受注者に通知しなければならない。

（地元関係者との交渉等）

第１２条　この契約を履行するために必要な地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

２　前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

（土地への立入り）

第１３条　受注者がこの契約の履行に必要な調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

（履行報告）

第１４条　受注者は、実施要領関連書類に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（設計業務）

第１５条　受注者は、実施要領関連書類に基づき、設計業務を行うものとする。

２　受注者は、この契約締結後速やかに、実施要領関連書類に定める工程表その他必要な書類を提出し、設計業務に着手するものとする。

３　受注者は、設計業務が完了したときは、設計図書等を発注者に提出し、発注者の確認を受けなければならない。この場合において、受注者は、当該設計図書等について発注者の承諾を得た後でなければ、工事施工に着手することはできない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

４　発注者は、前項の規定に基づく提出を受けたときは、その提出を受けた日から１０日以内に、設計業務の完了確認するための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

５　前項の規定による検査の結果、提出された設計図書等が、法令、この契約の規定若しくは設計図書等及び提案書等を満たさず、又は発注者及び発注者の協議において合意された内容に合致しない場合、発注者は受注者に対し、相当の期間を定めて是正を求めることができる。

６　受注者は、前項の規定に基づき是正を求められた場合、受注者の負担において遅滞なく是正を行い、再検査を受けなければならない。当該是正を行うにおいて受注者に増加費用の負担や損害が発生したときにおいて、受注者がかかる是正を要する事項が設計図書等又は発注者若しくは監督員の指示が不適当であったことに基づくこと及びその増加費用額や損害額を書面等により証明したうえで請求してきた場合は、発注者は合理適な範囲でその負担をするものとする。ただし、受注者が設計図書等又は発注者若しくは監督員の指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

７　第５項及び第６項の規定は、第７項に規定する再検査の場合に準用する。

８　受注者は、第５項に基づく通知を受けた日から５日以内に、工事施工の工程表その他の必要な書類を発注者に提出しなければならない。

（工事監理業務）

第１６条　受注者は、実施要領関連書類に基づき、工事目的物の監理業務を行うものとする。

２　受注者は、工事施工着手前に、実施要領関連書類に基づいて工事監理業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

３　発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して前項の工事監理業務計画書の修正を請求することができる。

４　要求水準書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して工事監理業務計画書の再提出を請求することができる。

５　工事監理業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（解体及び建設工事・備品調達設置業務）

第１７条　受注者は、実施要領関連書類に基づき、解体及び建築工事、備品の調達業務を行うものとする。

２　受注者は、実施要領関連書類に定める期日までに工事着手を行うこと。

（施設の仮移転及び移転にかかる整備業務）

第１８条　受注者は、実施要領関連書類に基づき、解体工事に伴う仮移転先への移転又は、仮移転先から新複合施設への移転をおこなうものとする。

２　受注者は仮移転及び移転前に業務計画を作成し発注者と協議を行うこと。

３　仮移転及び移転にあたって、既存備品等の運搬については発注者と協議を行い決定すること。

（工事費内訳明細書）

第１９条　受注者は、設計業務完了時に工事費内訳明細書を実施要領関連書類に基づき提出し、受注者の承諾を受けなければならない。

２　工事費内訳明細書の金額は、請負代金額内訳書の工事施工請負代金を超えることはできない。

３　この約款の他の条項の規定により実施要領関連書類が変更されたこと等により、工事費内訳明細書を変更する必要がある場合、受注者は、この契約が変更された日から１０日以内に変更後の工事費内訳明細書を受注者に提出し、変更内容について受注者の承諾を受けなければならない。

４　工事費内訳明細書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。ただし、出来高部分に係る部分払金の額を算定する場合、部分引渡しに係る施工費の額を算定する場合、この契約に基づき受注者から引渡しを受ける出来高部分の価格を決定する場合、及び設計変更により工事請負代金額の変更を要する場合においては、工事費内訳明細書の内容に基づくものとする。

（工事材料又は備品の品質及び検査等）

第２０条　工事材料又は備品の品質については、実施要領関連書類及び設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

２　受注者は、実施要領関連書類及び設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料又は備品については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から１０日以内に応じなければならない。

４　受注者は、工事現場内に搬入した工事材料又は備品を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

５　受注者は、前項の規定にかかわらず、第２項の検査の結果不合格と決定された工事材料又は

備品については、当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第２１条　受注者は、実施要領関連書類及び設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

２　受注者は、実施要領関連書類及び設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

３　受注者は、前２項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて実施要領関連書類及び設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、実施要領関連書類及び設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

４　監督員は、受注者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

５　前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に７日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

６　第１項、第３項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第２２条　発注者が受注者に支給する工事材料及び備品（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、実施要領関連書類及び設計図書に定めるところによる。

２　監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が実施要領関連書類及び設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

４　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第２項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

５　発注者は、受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料又は貸与品を引き渡すものとする。この場合において、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更した理由を明示した書面により、当該支給材料又は貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

６　発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

７　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

８　受注者は、支給材料又は貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

９　受注者は、実施要領関連書類及び設計図書に定めるところにより、工事の完成、実施要領関連書類又は設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
１０　受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
１１　受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が実施要領関連書類及び設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）
第２３条　発注者は、工事用地その他実施要領関連書類において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（実施要領関連書類に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
２　受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
３　工事の完成、実施要領関連書類の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
４　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
５　第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）
第２４条　受注者は、工事の施工部分が実施要領関連書類及び設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときに限り履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
２　監督員は、受注者が第２０条第２項又は第２１条第１項から第３項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
３　前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が実施要領関連書類及び設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
４　前２項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）
第２５条　受注者は、設計業務の実施及び工事の施工の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
⑴　実施要領及び要求水準書が一致しないこと。
⑵　実施要領及び要求水準書に誤謬又は脱漏があること。
⑶　実施要領及び要求水準書の表示が明確でないこと。

⑷　設計業務の実施上の制約等実施要領及び要求水準書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
⑸　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等実施要領及び要求水準書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
⑹　実施要領及び要求水準書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2　監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後７日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、実施要領関連書類及び設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
⑴　第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し実施要領関連書類を訂正する必要があるものは、発注者が行う。
⑵　第１項第４号から第６号に該当し実施要領関連書類を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。
⑶　第１項第４号から第６号に該当し実施要領関連書類を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5　前項の規定により実施要領関連書類の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（実施要領関連書類及び設計図書の変更）

第２６条　発注者は、必要があると認めるときは、実施要領関連書類及び設計図書の変更内容を受注者に通知して、実施要領関連書類及び設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計業務又は工事の中止）

第２７条　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは作業現場又は工事現場の状態が変動したため、受注者が設計業務を実施し又は工事を施工することができないと認められるときは、発注者は、設計業務又は工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、設計業務又は工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計業務又は工事の中止内容を受注者に通知して、設計業務又は工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3　発注者は、前２項の規定により設計業務又は工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間、若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が設計業務又は工事の続行に備え作業現場及び工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の設計業務又は工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しく

は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い履行期間の禁止）

第２８条　発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この契約の履行に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第２９条　受注者は、天候の不良、第２条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）

第３０条　発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

２　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第３１条　履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第２９条の場合にあっては、発注者が履行期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間変更の請求を受けた日）から１４日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第３２条　請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から１４日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第３３条　発注者又は受注者は、履行期間内で請負契約締結の日から１２月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

２　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金

額の１０００分の１５を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
３　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
４　第１項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
５　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
６　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
７　前２項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
８　第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）
第３４条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
２　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
３　監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）
第３５条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項又は第３７条第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第６６条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）
第３６条　設計業務の実施、工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第６７条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
２　前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者と受注者とが協議してその損害を負担しなければならない。
３　前２項の場合その他設計業務の実施又は工事の施工の実施について第三者との間に紛争を生

じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第３７条　工事目的物の引渡し前に、天災等（実施要領関連書類で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第６７条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第２０条第２項、第２１条第１項若しくは第２項又は第４５条第３項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第６項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の１００分の１を超える額を負担しなければならない。

５　損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

⑴　工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

⑵　工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

⑶　仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

６　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の１００分の１を超える額」とあるのは「請負代金額の１００分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える実施要領関連書類又は設計図書の変更）

第３８条　発注者は、第８条、第２２条、第２４条から第２７条まで、第２９条、第３０条、第３３条から第３５条まで、前条又は第４１条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて実施要領関連書類又は設計図書を変更することができる。この場合において、実施要領関連書類又は設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、

発注者に通知することができる。

（工事に係る検査及び引渡し）

第３９条　受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１４日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

３　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

４　発注者は、第２項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

５　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

６　受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

７　発注者は、必要と認めるときは、工事施工期間中において検査を行うことができる。この場合においては、第３項の規定を適用する。

（請負代金の支払）

第４０条　受注者は、前条第２項（同条第６項後段の規定が適用される場合を含む。第３項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から４０日以内に請負代金を支払わなければならない。

３　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第４１条　発注者は、第３９条第６項又は第７項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

２　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　発注者は、第１項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

第４２条　受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の１００分の４０以内（設計業務に係る前払い金は１００分の３０以内）の前払金の支払を発注者に請求することができる。支払限度額は大阪狭山市公共工事等の前金払に関する規則に基づくものとし、１００，０００，０００円を限度額とする。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から１４日以内に前払金

を支払わなければならない。
３　受注者は、第１項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の１００分の２０以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。支払限度額は大阪狭山市公共工事等の前金払に関する規則に基づくものとし、５０，０００，０００円を限度額とする。ただし、第４５条に規定する部分払を請求する場合は、中間前払金の請求はできないものとする。設計業務に対する支払いについては、本項は適用しない。
４　第２項の規定は、前項の場合について準用する。
５　受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の１００分の４０（第３項の規定により中間前払金の支払を受けているときは１００分の６０）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第４４条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第２項の規定を準用する。
６　受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の１００分の４０（設計業務に係る前払い金は１００分の３０。第３項の規定により中間前払金の支払を受けているときは１００分の６０）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から３０日以内にその超過額を返還しなければならない。
７　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
８　発注者は、受注者が第６項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）
第４３条　受注者は、前条第５項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
２　受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
３　受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）
第４４条　受注者は、前払金をこの業務・工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）
第４５条　受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第２０条第２項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の１００分の９０以内の額について、次項から第７項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、各会計年度につき第４９条第３項において定める回数を超えることはできない。なお、第４２条第３項に規定する中間前払金を請求する場合は、部分払の請求はできないものと

する。
２　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
３　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から１４日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
４　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
５　受注者は、第３項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から３０日以内に部分払金を支払わなければならない。
６　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第１項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
　部分払金の額≦第１項の請負代金相当額×（９０／１００－前払金額／請負代金額）
７　第５項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）
第４６条　工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第３９条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第５項及び第４０条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
２　前項の規定により準用する第４０条第１項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用する第４０条第１項の請求を受けた日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
　部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額
　×（１－前払金額／請負代金額）

（債務負担行為に係る契約の特則）
第４７条　債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。
⑴　設計業務に係る支払限度額
　７年度　￥　－
　８年度　￥　－
　９年度　￥　－
　１０年度　￥　－
　１１年度　￥　－
　１２年度　￥　－
⑵　工事監理業務に係る支払限度額
　７年度　￥　－
　８年度　￥　－
　９年度　￥　－
　１０年度　￥　－

１１年度　￥　　－
１２年度　　残額

⑶　工事施工に係る支払限度額

７年度　￥　　－
８年度　￥　　－
９年度　￥　　－
１０年度　￥　　－
１１年度　￥　　－
１２年度　　残額

⑷　備品調達設置に係る支払限度額

７年度　￥　　－
８年度　￥　　－
９年度　￥　　－
１０年度　￥　　－
１１年度　￥　　－
１２年度　　残額

２　支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

⑴　設計業務に係る出来高予定額

７年度　￥　　－
８年度　￥　　－
９年度　￥　　－
１０年度　￥　　－
１１年度　￥　　－
１２年度　￥　　－

⑵　工事監理業務に係る出来高予定額

７年度　￥　　－
８年度　￥　　－
９年度　￥　　－
１０年度　￥　　－
１１年度　￥　　－
１２年度　￥　　残額

⑶　工事施工に係る出来高予定額

７年度　￥　　－
８年度　￥　　－
９年度　￥　　－
１０年度　￥　　－
１１年度　￥　　－
１２年度　￥　　残額

⑷　備品調達設置に係る出来高予定額

７年度　￥　　－
８年度　￥　　－
９年度　￥　　－
１０年度　￥　　－
１１年度　￥　　－
１２年度　￥　　残額

３　発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第１項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則）

第４８条　債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第４２条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第４３条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第４５条第１項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

２　前項の場合において契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が実施要領関連書類に定められているときには、同項の規定により準用する第４２条第１項及び第３項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

３　第１項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が実施要領関連書類に定められているときには、同項の規定により準用する第４２条第１項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分（　　円以内）を含めて前払金及び中間前払金の支払を請求することができる。

４　第１項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用する第４２条第１項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

５　第１項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第４３条第３項の規定を準用する。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第４９条　債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

２　この契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第４５条第６項及び第７項の規定にかかわらず、次のいずれかの式により算定する。

［　］（ａ）　部分払金の額≦請負代金相当額×９０／　１００　－前会計年度までの支払金額－（請負代金相当額－前会計年度までの出来高予定額）×（当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額）／当該会計年度の出来高予定額

注　（ａ）は、中間前払金を選択した場合に使用する。

［　］（ｂ）　部分払金の額≦請負代金相当額×９０／　１００　－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）－｛請負代金相当額－（前会計年度までの出来高予定額＋出来高超過額）｝×当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額

注　（ｂ）は、部分払を選択した場合に使用する。

３　各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

⑴　設計業務において部分払を請求できる回数

７年度　　回
８年度　　回
９年度　　回
１０年度　　回
１１年度　　回

１２年度　　回
⑵　工事監理業務において部分払を請求できる回数
７年度　　回
８年度　　回
９年度　　回
１０年度　　回
１１年度　　回
１２年度　　回
⑶　工事施工において部分払を請求できる回数
７年度　　回
８年度　　回
９年度　　回
１０年度　　回
１１年度　　回
１２年度　　回
⑷　備品調達設置において部分払を請求できる回数
７年度　　回
８年度　　回
９年度　　回
１０年度　　回
１１年度　　回
１２年度　　回

（第三者による代理受領）
第５０条　受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第４０条（第４６条において準用する場合を含む。）又は第４３条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する設計業務・工事中止）
第５１条　受注者は、発注者が第４２条、第４５条又は第４６条において準用される第４０条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、設計業務又は工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
２　発注者は、前項の規定により受注者が設計業務又は工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が設計業務又は工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の設計業務又は工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）
第５２条　発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容、実施要領等又は設計図書に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。
２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者

が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
⑴　履行の追完が不能であるとき。
⑵　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
⑶　工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
⑷　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（履行遅滞の場合における損害金等）
第５３条　受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に設計業務・工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。
２　前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額とする。
３　発注者の責めに帰すべき事由により、第４０条第２項（第４６条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（発注者の任意解除権）
第５４条　発注者は、設計業務、工事が完了するまでの間は、次条、第５６条又は第５８条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）
第５５条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
⑴　正当な理由なく、設計業務又は工事に着手すべき期日を過ぎても設計業務又は工事に着手しないとき。
⑵　工期内に完成しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
⑶　第１０条及び第１０条の３第１項第２号に掲げる者を設置しなかったとき。
⑷　正当な理由なく、第５２条第１項の履行の追完がなされないとき。
⑸　この契約を履行する場合において、発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
⑹　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）
第５６条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
⑴　第５条第１項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

⑵　この契約の工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
⑶　引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が工事目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
⑷　受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
⑸　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
⑹　契約の工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
⑺　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
⑻　暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
⑼　第６０条又は第６１条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
⑽　受注者が発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
⑾　第７条第４項の規定により、発注者から委任又は下請契約の解除を求められた場合において、受注者がこの求めに応じなかったとき。
⑿　受注者（受注者が共同企業体であるときは､その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認められるとき。
イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
第５７条　第５５条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合その他不正行為による解除）
第５８条　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
⑴　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号、以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき
⑵　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第６２条第１項に規定す

る、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき
⑶　受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）に対する刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）
第５９条　第４条第１項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第５５条各号又は第５６条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。
２　受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
⑴　請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金額として受注者に既に支払われたものを除く。）
⑵　工事完成債務
⑶　契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
⑷　解除権
⑸　その他この契約に係る一切の権利及び義務（第３６条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）
３　発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
４　第１項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）
第６０条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）
第６１条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
⑴　第２６条の規定により実施要領関連書類又は設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。
⑵　第２７条の規定による設計業務の実施又は工事の施工の中止期間が履行期間の１０分の５（履行期間の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
第６２条　第６０条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第６３条　発注者は、この契約が設計業務、工事の完了前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

２　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　第１項の場合において、第４２条（第４８条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第４５条及び第４９条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第５５条、第５６条又は次条第３項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年３パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第５４条、第６０条又は第６１条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

４　受注者は、この契約が設計業務及び工事及の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

５　受注者は、この契約が設計業務及び工事の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

６　受注者は、この契約が設計業務及び工事の完了前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

７　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

８　第４項前段及び第５項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第５５条、第５６条又は次条第３項の規定によるときは発注者が定め、第５２条、第６０条又は第６１条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第４項後段、第５項後段及び第６項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

９ 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第６４条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

⑴　履行期間内に設計業務及び工事を完了することができないとき。

⑵　この工事目的物に契約不適合があるとき。

⑶　第５５条、第５６条又は第５８条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除さ

れたとき。
⑷　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
２　次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、違約金として請負代金額の１００分の１０に相当する額を発注者の指定する日までに発注者に支払わなければならない。
⑴　第５５条、第５６条又は第５８条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
⑵　工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。
⑴　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人
⑵　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人
⑶　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等
４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。
５　第１項第１号の場合において、発注者は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年３パーセントの割合で計算して得た額を請求するものとする。
６　第２項に規定する場合（第３項の規定により、第２項第２号に該当するとみなされた場合を含む。）において、発注者に生じた損害額が第２項に規定する違約金の額を超える場合には、受注者は超過額を発注者の指定する日までに支払わなければならない。
７　第１項及び第２項の場合（第３項の規定により、第２項第２号に該当するとみなされた場合を含む。）において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第１項及び第２項の損害賠償金及び違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）
第６５条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
⑴　第６０条又は第６１条の規定によりこの契約が解除されたとき。
⑵　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
２　第４０条第２項（第４６条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）
第６６条　発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第３９条第４項又は第５項（第４６条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
２　前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が

検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から１年が経過する日まで請求等をすることができる。

３　前２項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

４　発注者が第１項又は第２項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

５　発注者は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

６　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

７　民法第６３７条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

８　発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

９　引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（建設工事保険等）

第６７条　受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を別紙に定めるところにより建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

２　受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

３　受注者は、工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

第６８条　この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による大阪府建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

２　前項の規定にかかわらず、統括管理技術者及び設計業務管理技術者、現場代理人の職務の執行に関する紛争、設計主任技術者、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他受注者が設計業務の一部を委任した者又は工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第１１条第３項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲 裁）

第６９条　発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛

争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（補 則）

第７０条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別紙 保険の詳細（第６７条関係）

保険の詳細

本事業に関する保険及びその条件は、次のとおりとする。ただし、次に掲げる各条件は、最小限度の条件であり、受注者の判断に基づき、更に付保範囲の広い内容とすることを妨げるものではない。

１　建設期間中の保険

ア　建設工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

(ｱ) 保険契約者　　：受注者又は建設企業
(ｲ) 被保険者　　：受注者及び発注者
(ｳ) 保険の対象　　：公共施設の建設業務
(ｴ) 保険の期間　　：工事着工予定日を始期とし、公共施設の引渡日を終期とする。
(ｵ) 保険金額　　：公共施設の建設工事費（消費税及び地方消費税の額を含む。）
(ｶ) 補償する損害　：水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害
(ｷ) 付記事項

１）受注者又は建設企業は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく発注者に提示する。

２）受注者又は建設企業は、発注者の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

イ　請負業者賠償責任保険（第三者賠償責任保険）

(ｱ) 保険契約者　　：受注者又は建設企業
(ｲ) 被保険者　　：受注者及び発注者
(ｳ) 保険の対象　　：建設業務に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
(ｴ) 保険の期間　　：工事着工予定日を始期とし、公共施設の引渡日を終期とする。
(ｵ) てん補限度額　：対人：1 億円／１名、10 億円／１事故
　　対物：1 億円／１事故以上とする。
(ｶ) 付記事項

１）受注者又は建設企業は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく発注者に提示する。

２）受注者又は建設企業は、発注者の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

３）受注者又は建設企業は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

２　その他の保険

前記各保険以外に、提案書類において受注者により付保することとされた保険については、原則として提案書類に定めるところにより付保するものとし、変更する必要が生じたときは、あらかじめ発注者と協議しなければならない。なお、当該保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを、直ちに発注者に提出しなければならない。